

令和7年度 福岡中学校 部活動方針

R7.4

① 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、学習意欲の向上や責任感、連帯感等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

② 運営

(1) 学校に設置する部活動数

- ①ケガや事故の未然防止、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるようにする。
- ②生徒が希望する活動を継続していく。
- ③生徒の入部に関しては、任意加入とする。

→原則、生徒の希望者が2年連続で0人だった場合は、次年度は部員を募集しない。

(2) その他の部活動

- ① 中体連で、本校の部活にない競技については、参加者の希望があれば検討する。

③ 部活動の管理

(1) 活動時間

【平日】①放課後

【休日】①1日の活動時間は半日以内(3時間)とする。

②土日のいずれかを休養日とする。

(2) 休養日

【平日】 毎週月曜日(月が祭日の場合は火曜日)を休養日とする。

【休日】 土日のいずれかを休養日とする。

(3) 生徒の心身の健康管理と事故防止

・生徒の健康管理(活動前や活動中の健康状態の把握)、怪我、事故の未然防止

④ 指導体制について

(1) 部活動とクラブ活動(ニツ森ふれあいクラブ)との連携

① 外部指導者との共通理解の場

- ・各部ごとに顧問、保護者、外部指導者による会議を実施
- ・顧問、保護者代表、外部指導者による代表者会を新体制後に実施

(2) 体罰の根絶、指導者の資質向上

- ① 部活動の指導での体罰は、決して許されないものであるという認識をもち、指導に徹する。

(3) 適切な会計処理について

- ① 部活動援助費は、加入者のみ年間費を徴収し、中体連大会参加費、交通費、5年に一度のユニホームの購入等に充てる。※R3年度→バスケ女子、テニス男子、R4年度→バスケ男子、剣道→R5年度→卓球 R6年度→(バレー、野球)→R7(テニス女子・バスケ女子)
- ② 協会や連盟主催の大会は、保護者会が運営するクラブから登録費、大会参加費を支出する。
- ③ クラブの会費は、保護者や指導者が申請した備品や消耗品に充てる。